

改正後	改正前
<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>第一条～第十七条の二 (略)</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第十七条の三</u> 教育委員会は、学校職員が配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条並びに第十八条の二第一項第二号及び第二項第二号</u>において「<u>請求等</u>」という。）に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十七条の四・第十八条 (略)</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出をした学校職員等に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第十八条の二</u> 教育委員会は、学校職員が当該学校職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該学校職員（以下この項において「<u>第一項申出学校職員</u>」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p><u>一 第一項申出学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「<u>出生時両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>二 出生時両立支援制度等の請求等に係る第一項申出学校職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>三 この項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する第一項申出学校職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第一項申出学校職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>2 教育委員会は、三歳に満たない子を養育することを申し出た学校職員(以</u></p>	<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>第一条～第十七条の二 (略)</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員に対する意向確認等)</p> <p>第十七条の三 教育委員会は、学校職員が配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「<u>請求等</u>」という。）</u>に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十七条の四・第十八条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

下この項において「第二項申出学校職員」という。）に対して、県教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第二項申出学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る第二項申出学校職員の意向を確認するための措置

三 第二項申出学校職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する第二項申出学校職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第二項申出学校職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(非常勤の学校職員の勤務時間、休暇等)

第十八条の三 非常勤の学校職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第三条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、県教育委員会規則の定める基準に従い、教育委員会が定める。

第十九条 (略)

(非常勤の学校職員の勤務時間、休暇等)

第十八条の二 非常勤の学校職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第三条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、県教育委員会規則の定める基準に従い、教育委員会が定める。

第十九条 (略)